

福岡県公報

令和8年7月21日
第713号

目次

告示（第494号）

○公金事務の委託に係る告示（九博・世界遺産・文化施設課）……………1

公 告

○福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の募集（人材活躍・労働総務課）……………1

○福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者の募集（障がい福祉課）……………3

○福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集（自然環境課）……………5

○福岡県立森林公園の指定管理者の募集（林業振興課）……………6

○福岡県緑化センターの指定管理者の募集（林業振興課）……………8

○福岡県営都市公園の指定管理者の募集（公園街路課）……………10

○旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の募集（教育庁文化財保護課）……………12

○落札者等の公示（広 報 課）……………14

教育委員会

○福岡県立総合プールの指定管理者の募集（教育庁体育スポーツ健康課）……………14

○福岡県馬術競技場の指定管理者の募集（教育庁体育スポーツ健康課）……………16

○福岡県青少年科学館の指定管理者の募集（教育庁社会教育課）……………17

告 示

福岡県告示第494号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定によ

り告示する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社オークコーポレーション

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「筑紫の神と仏」、「
范道生」、「種子島」、「うるわしき祈りの美」、「人吉球磨の玉手箱」、「煌めき
の古伊万里」、「太宰府博覧会と鎮西博物館—明治時代の博物館構想—」、「さいふ
ごま」及び「こま台」の販売に係る売上金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年3月24日

4 委託をした日

令和8年4月1日

公 告

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当

でないとするときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の施設・設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用許可・料金徴収に関する業務
- (3) センターの集客・営業に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データで提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 収支計画書

エ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書

オ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）

- カ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- キ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ク 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ケ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- コ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- シ 共同事業体協定書兼委任状
- ス 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- セ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等詳細については、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する募集要領を参照のこと。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和8年8月7日（金）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費

については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課総務係

電話 092-643-3379

E-mail jinsomu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	大野城市曙町二丁目4番18号

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

4 指定管理者が行う業務

- (1) 障がい者の職業能力及び社会適応力の回復に必要な訓練並びに支援の実施に関する業務
- (2) 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園（以下「あけぼの園」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からあけぼの園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、あけぼの園を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、あけぼの園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事があけぼの園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして

別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和8年9月18日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和8年8月4日（火） 午後2時30分から

イ 場所

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園（大野城市曙町二丁目4番18号）

7 その他

県は、指定管理者とあけぼの園の管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定める。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉こども政策部障がい福祉課企画管理・給付係（行政棟南棟2階）

電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304

E-mail shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の利用管理に関する業務

(2) センター施設及び設備の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp>)を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時00分から同年9月18日（金）午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、県ホームページに掲載する募集要領を参照のこと（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和8年8月21日（金）午後2時00分から

イ 場所

福岡県平尾台自然観察センター（北九州市小倉南区平尾台一丁目4番40号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然公園係

電話 092-643-3369 ファクシミリ 092-643-3222

E-mail skoen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
福岡県立四王寺県民の森	大野城市、太宰府市及び糟屋郡宇美町
福岡県立夜須高原記念の森	朝倉郡筑前町

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立森林公園（以下「森林公園」という。）の運営業務

ア 施設の利用の許可

イ 利用者の整理指導

ウ 野外研修活動等の指導（福岡県立四王寺県民の森のみ）

エ イベントの開催（木工教室等）

(2) 森林公園の施設・設備の維持管理

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

(3) 愛玩動物とのふれあいスペースの利用承認・料金徴収業務（福岡県立四王寺県民の森のみ）

ア カウンター受付（利用承認）業務、案内業務

イ 料金徴収業務（キャッシュレス決済含む）

(4) その他

ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

イ 四王寺県民の森協議会の事務局（福岡県立四王寺県民の森のみ）

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中から森林公園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、森林公園を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事が森林公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の9時00分から17時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和8年9月18日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の9時00分から17時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

森林公園ごとに、下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
福岡県立四王寺県民の森	令和8年8月5日（水）13時00分から15時00分まで
福岡県立夜須高原記念の森	令和8年8月4日（火）14時00分から16時00分まで

7 その他

県は、指定管理者と森林公園の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係
電話 092-643-3540 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail ryokuken@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の運営業務

ア 施設の利用許可

イ 利用者の整理・指導

ウ 関係市町村との連絡調整

エ 緑化に関する情報の収集及び提供

オ 緑化に関する相談

カ 緑化に関する講習会等の開催による普及啓発

キ 緑化技術に関する調査・指導

ク グリーンフェスティバルの事務局

ケ その他緑化の推進を図るために必要な業務

(2) センターの施設・設備の維持管理業務

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 施設設備の修繕・改良・改修

オ 植物管理

カ 備品の管理

(3) その他

ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）

イ 緑化センター運営委員会の事務局

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の9時00分から17時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和8年9月18日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の9時00分から17時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和8年8月4日（火）10時30分から12時00分まで

イ 場所

福岡県緑化センター（久留米市田主丸町益生田1125番地）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係

電話 092-643-3540 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail ryokuken@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
東公園	福岡市博多区東公園
西公園及び大濠公園 （大濠公園能楽堂を除く。）	福岡市中央区西公園及び大濠公園
名島運動公園	福岡市東区名島二丁目
天神中央公園 （旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市中央区天神一丁目及び西中洲
春日公園	春日市原町三丁目

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づ

き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、同一施設における単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の(1)から(8)までに掲げるものとする。ただし、東公園及び天神中央公園にあっては、有料施設が存在しないことから、(1)及び(4)並びに(5)のうち有料施設に係る部分を除く。

(1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収

(2) 施設利用者への指示

(3) 行為の制限及び許可に関する業務

(4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用の承認の取消し

(5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用承認及び行為の許可の取消し等

(6) 行為の許可に伴う使用料の徴収

(7) 諸施設の維持及び保守に関する業務

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行う

ことができると認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。加えて、8の場所まで書類を提出すること。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から令和8年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.ref.fukuoka.lg.jp>）を参照のこと。

(5) 説明会の開催

各施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
名島運動公園	令和8年7月29日（水）14時00分から
西公園・大濠公園	令和8年7月31日（金）14時00分から
天神中央公園	令和8年8月3日（月）10時00分から
東公園	令和8年8月4日（火）10時00分から
春日公園	令和8年8月6日（木）14時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752

E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲6番29号

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 貴賓館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に貴賓館の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 貴賓館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が貴賓館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）（ただし、土、日、祝日を除く）までの午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領の配布は、この公告の日から令和8年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

令和8年8月3日（月） 午後1時00分から

イ 場所

旧福岡県公会堂貴賓館（福岡市中央区西中洲6番29号）

7 その他

県は、指定管理者と貴賓館の管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3874 ファクシミリ 092-643-3878

E-mail kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品の名称
各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県政策企画部広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年6月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社進和プロモーション
 - (2) 住所
福岡市博多区上牟田一丁目5-10
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
12,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

教育委員会

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立総合プール（以下「プール」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) プールの利用料金の徴収に関する業務
- (3) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時00分から令和8年9月18日（金）午後5時45分までとする。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和8年9月18日（金）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

(5) 説明会の開催

- ア 日時
令和8年8月5日（水） 午前10時00分から
- イ 場所
福岡県立総合プール（福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とプールの管理に関する基本協定を締結し、管理

に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 馬術場の利用料金の徴収に関する業務

(3) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

- (2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時00分から令和8年9月18日（金）午後5時45分までとする。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和8年9月18日（金）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和8年8月5日（水） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県馬術競技場（古賀市筵内564番地）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者と馬術場の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年7月21日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地

2 予定される指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更正、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和8年7月21日（火）午前9時00分から同年9月18日（金）午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領は、この公告の日から令和8年9月18日（金）（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ

ジ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和8年8月7日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713番地）

7 その他

県は、指定管理者と科学館の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先（電子申請を除く。）、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部社会教育課総務・文化係（行政棟北棟4階）

電話 092-643-3886 ファクシミリ 092-643-3889

E-mail ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp